

「店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有する投資信託について」

平成 22 年 9 月 15 日
社団法人 投資信託協会

平成 22 年 9 月 13 日金融庁から公表された「デリバティブ取引に係る不招請勧誘規制等のあり方について」を踏まえ、本協会において、下記の通り対応する。

記

I. 店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有する投資信託に対する措置

店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有する投資信託について、自主規制において次の措置を講じることを検討する。

1. 目論見書等による開示の強化・徹底

(1) 目論見書・販売用資料等による開示の徹底

- ・ 目論見書・販売用資料等の表紙等に、一定の条件に達した場合には元本を大きく毀損するリスクがある等リスクについて投資者に注意を促す文言を 12 ポイント(日本工業規格 Z8305)以上で記載し、枠で囲む等の表示をする。
- ・ 一定の条件に該当した場合には、元本確保機能がなくなり、償還価額が大幅に変動する旨を最初に記載する等商品のリスク情報等について投資者に十分な注意喚起が図られるよう記載順を定めるとともに、12 ポイント以上で目立つよう記載する。

(2) 運用報告書による開示及び適時開示の徹底

- ・ 作成時の指標価額、スタート時と作成時の指標価額等の相対的状況や対象指標等の値により償還価額が変動する商品性となった場合にはその旨を記載する等、作成時点での商品性等を明瞭にわかり易く記載し、適時開示資料については、取扱い販売会社に送付する。

(3) 販売会社への商品説明の強化

- ・ 過去に自社が設定した類似投資信託に関して寄せられた苦情を収集・分析して商品の改善や改良を行う等、投資者の苦情を踏まえた商品組成の強化に努め、販売会社への商品説明をより一層強化するよう努める。

2. 名称の制限

投資信託の名称（愛称を含む。）には、元本や利回りの保証や基準価額の変動リスクが低いかの誤解を与えるおそれのある名称（「元本確保型」等）は用いない。

3. 組成及び運営のあり方

指数を参照する商品を組成する場合には、対象指標等は、投資者が新聞、情報端末、委託会社や販売会社による情報提供等により、入手可能なものに限るものとする。

II. エンフォースメントの強化及び ADR 機関との連携等

自主規制規則の遵守の徹底に加え、日本証券業協会及び ADR 機関 (FINMAC) と連携し、発生している苦情等を考慮したルールメイキング等に活用する態勢の更なる強化を図る。